

第1次定期監査（9月以降実施分）結果に係る注意事項の公表

令和3年（2021年）9月8日から11月29日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和4年（2022年）1月5日

熊本県監査委員事務局

① 行政

事項	内容	課題数
個人情報の取扱い	申請書の関連資料を県ホームページに掲載する際、誤って氏名、成績順位等を掲載し、一般の人が閲覧可能な状態となっていた。	1

② 収入

事項	内容	課題数
生産物売払収入の算定	生産物売払収入について、算定を誤った納入通知書を発行していた。	1
使用料の算定	使用料について、算定を誤り、徴収不足となっていた。また、変更前と変更後の申請を2件として算定したため過徴収となっていた。	1
指定管理者負担の電気料金の算定	指定管理者が負担する電気料金について、算定を誤った納入通知書を発行していた。	1
管理経費の算定	行政財産の使用許可に伴う管理経費について、算定を誤り、徴収不足となっていた。	1

③ 支出

事項	内容	課題数
委託契約の事務処理	委託業務の一部が第三者へ再委託されていたが、県の承認手続きがなされていなかった。	1
旅費の事務処理	利用交通機関の入力を誤り、旅費の過払が生じていた。	1

④ 物品

事項	内容	課題数
公用車の毀損	公用車による自損事故が発生していた。	1
物品の管理	備品として管理する物品を亡失していた。	2

⑤ 財産

なし